

岩手県告示第28号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
社会福祉法人恩賜財団岩手県済生会岩泉病院	下閉伊郡岩泉町岩泉字中家19番地1	令和8年1月18日